## 奈良市

## 手をつなぐ親の会だより

NO 363 平成30年9月14日(金)

発 行 奈良市手をつなぐ親の会

会 長 小西 英玄

所 在 地 〒631-0801 奈良市左京5-3-1

奈良市総合福祉センター内

Tel0742-71-0770 http://naraoyanokai.info/



## 今年もあと4か月そして平成もあとわずかを残すのみとなりました。

## そして、平成30年度の折り返し地点です。

春は「春咲きコンサート」夏は「サマーカーニバル」秋は「オータムアミーゴ」。

冬はひょっこりひょうたん島でおなじみの劇団ひとみによる人形劇「河の河童」を上演します。(12 月 9 日 奈良ロイヤルホテルで)

四季折々に福祉啓発、障がい者理解の啓発事業を行っているのに、"住みやすい街"に変わっていかない原因は何処にあるのでしょう?

福祉関係者にとって許すことの出来ない事件が全国規模で起こっています。

国・県・市レベルでの違法行為。これは広義の犯罪と言えるのではないでしょうか。組織的犯罪です。

皆さま、もう内容はわかりましたか? 障害者雇用27省庁水増し。37府県厚生労働省の指針守らず。そして奈良 県においても、県職員不適切参入の報道がありました。果たしてお膝下の奈良市は大丈夫なのでしょうか。制度を所管 する厚生労働省でも指針が守られていなかったそうです。

この事件は、当事者団体、施設運営者、障害者雇用事業所にとっては由々しきことだと考えます。

国における3460名は形を変えれば、障がいを持つ人たちの働くチャンスを奪ったことになるのです。不適切な算定を続けていた国・県・市町村は、障害者が働くことの意義を考えておられたのでしょうか?数字の上で法定雇用率さえ達成すればいい。そんなおざなりな意識が、問題の根っこにあったのではないでしょうか。

障がいをもつ人も能力を発揮し、働きやすい職場つくりを進める。その意識があれば今回のようなことは起こらなかのでは。

法定雇用率は「量」だけではなく「質」の面からも見直しが必要かもしれません。

今回の件で、障がいを持つ人たちの事を真剣に考えている人たちが居るのかという不安を感じました。言葉巧みに美辞麗句、巧言令色だけの政策が横行している感じがします。

今回の事件そして津久井やまゆり園の事件。形態、結果は違いますが根底にあるものは同じだと感じます。 障害者基本法においては、基本的理念としてすべての障害のある方に対して

「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること」

「社会を構成する一員として社会 経済 文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられること」これを宣言するとともに、

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています(内閣府)

障がいを持つ人たちの生き方を擁護する障害者基本法があるにも関わらず、・・・・